USPTO、虚偽出願など不正行為の取り締まり状況を報告

2026年5月20日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、特許出願等の手続における偽造署名や不正代理などの不正行為の取り締まり状況を相次いで報告[1,2]した。

USPTOは、5月12日、特許制度の下で行われる不正行為の検知・対処を所管する部門（Patent Fraud Mitigation Unit）[3]による活動成果として、①2025年度以降、規則違反を理由として3,800件以上の特許出願の手続を終了させたこと、②本年4月、手続代理に関する規則違反を理由として400件以上の特許出願に対して破棄を命じたことを公表した。

また、同日、USPTOは、商標関連手続についても、①2025年度に、複数の外国法律事務所に対する制裁として、52,000件以上の不正な商標出願・登録を破棄したこと、②直近6カ月間で、10,500件以上の不正な商標出願・登録の破棄に関する行政命令を発したことを公表した。これら破棄命令の対象となった規則違反の内容としては、以下のような事由が挙げられている。

- 出願代行業者による無資格での法律行為への関与
- 商標関連書類における虚偽署名や虚偽内容の記載
- USPTOを詐称して、架空の登録要件や出願関連手数料を設定する行為

USPTOは、不正行為をさらに迅速に検知して対処するために、案件管理に関する内部処理システムの効率化のほか、AIを活用して提出された書類情報を分析し、不正が疑われる内容を特定する取り組みなども進めるとしている[4]。
また、USPTOは、出願人に対しても、USPTOに対する代理人の行為は出願人による行為として効力を有することを踏まえ、正規に登録された代理人であることを確認の上、手続を委任するよう注意喚起している。

（以上）

---

[1] Mitigating fraud and misrepresentations in patent proceedings
[2] Fighting fraud: USPTO targets 10,500+ invalid trademark filings
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250421-2.pdf
[4] USPTO to enhance its anti-fraud technology suite